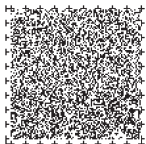


企業の人権尊重責任とは



企業が対応すべき「人権リスク」とは、企業にとってのリスクではなく、サプライチェーン上を含め、企業活動に関わる全ての人が、人権に関する負の影響を受けるリスクを指しています。

企業が人権尊重に向けて積極的に取り組むことは、人権リスクの発生を回避し、企業に求められる「人権尊重責任」を果たすのはもちろんのこと、結果として経営リスクを抑制し、企業価値を向上させることにも繋がるなど、企業にとっても意味があると言えます。

企業が人権尊重に向けて積極的に取り組むことは、人権リスクの発生を回避し、企業に求められる「人権尊重責任」を果たすのはもちろんのこと、結果として経営リスクを抑制し、企業価値を向上させることにも繋がるなど、企業にとっても意味があると言えます。

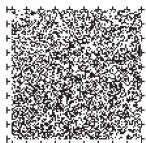


人権尊重責任を果たすために

どんな企業にも、人権に関する負の影響を生じさせる可能性は存在しており、完全に解消することは困難です。また、事業内容が違えば抱える人権リスクも異なると想定され、取組に唯一の正解はありません。

大切なのは、企業が人権の重要性と責任を認識するとともに、ステークホルダー（利害関係者）と対話を重ねること、より深刻な影響を与える人権リスクから優先的に対応すること、企業が共に協力して人権尊重に取り組むことです。

こうしたことを通じ、まずは企業が実施すべき取組の全体像を理解して取組に着手し、その取組の輪を広げていくことが重要だと言えるのです。



「ビジネスと人権」をさらに知るために

■「ビジネスと人権」に関する関連リンク（関係省庁のウェブサイト）

◎外務省「ビジネスと人権」ポータルサイト
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/>

◎経済産業省「ビジネスと人権～責任あるバリューチェーンに向けて～」
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/>

◎法務省「ビジネスと人権」
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00090

■人権に関する情報収集

◎東京都総務局人権部ホームページ
「じんけんのとびら」
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/>

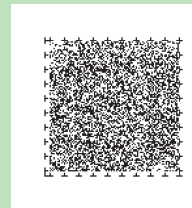
◎東京都人権プラザホームページ
<https://www.tokyo-hrp.jp/>
※東京都は、人権啓発の拠点として、東京都人権プラザを設置しています。管理運営は、指定管理者である（公財）東京都人権啓発センターが行っています。

このリーフレットに関する問合せは下記にお願いします。

東京都総務局人権部人権施策推進課

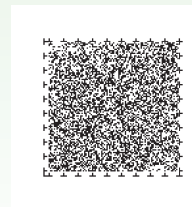
東京都新宿区西新宿2-8-1 電話：03(5388)2588

令和6(2024)年2月発行
印刷物規格表第4類
印刷番号(5)49

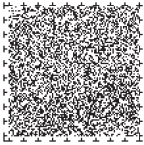


ビジネスと人権

企業の人権尊重責任 について



このリーフレットには、音声コードが開いた四角の両面に印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



なぜ「ビジネスと人権」が注目されるのか

経済活動のグローバル化は、私たちの生活に多くのメリットを与える一方で、企業活動が地球環境や人権に及ぼす負の影響も大きくクローズアップされました。先進国のグローバル企業による、途上国など国外サプライチェーン（供給網）での強制労働や児童労働、森林伐採などはその代表的な事例として知られています。

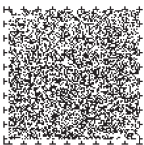
こうした背景の下、企業による人権尊重の必要性についても国際的な関心が高まっています。企業は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的な基準等に照らしてその行動が評価されるようになっており、自社内に限らず、サプライチェーン全体を含めた人権への取組が求められています。

国際的な潮流

1990年代以降、国連を始めとする機関によって、企業と人権に関する国際的な枠組の整備が進みました。その最も重要なものの一つが、平成23（2011）年に国連人権理事会で全会一致で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」です。

指導原則を受け、欧米諸国を始めとする各国で国別行動計画の策定が進み、日本でも令和2（2020）年10月に政府が「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を策定しています。さらには、

欧州を中心に、人権尊重に関する取組を法制化によって企業に義務付ける国もあり、今後、対象となる範囲はさらに拡大していく方向にあります。



国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

平成23（2011）年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」は、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つを柱とし、企業に人権を尊重する主体として責任を果たすことを求めています。

企業が責任を果たすための手続

①人権方針の策定

人権尊重責任を果たすというコミットメントを、企業方針として発信すること

②人権デュー・ディリジェンス（人権DD）の実施

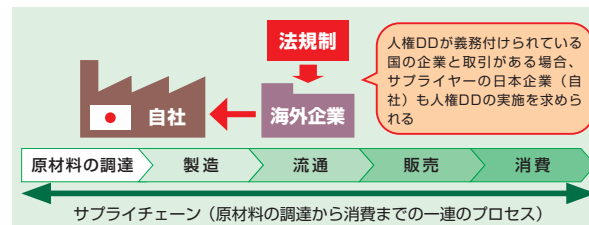
人権への悪影響を特定、防止、軽減し、対処方法を説明する一連のプロセス（＝人権DD）を実施すること

③救済メカニズムの構築

人権への悪影響を引き起こしたり、助長を確認した場合、正当な手続を通じた救済を提供し、またはその協力をすること

海外で進む法制化

近年、欧州を中心に、法制化によって人権DDの実施等を義務づける国が増えています。日本企業も、現地に子会社や支店がある場合はもちろん、現地の企業等と取引がある場合にも影響を受ける可能性があり、今後、対象となる企業は拡大していく方向にあります。

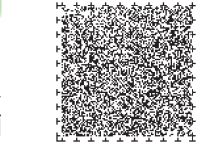


日本政府の取組

日本では、令和2（2020）年10月に政府が「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を策定し、ビジネスと人権に関して政府が取り組む各種施策が記載されたほか、人権DDの導入など、企業への期待が表明されました。

また、令和4（2022）年9月には、日本で事業活動を行う企業による、国連指導原則などの国際スタンダードを踏まえた人権尊重の取組をさらに促進するため、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定されました。

さらに、令和5（2023）年4月に経済産業省が公表した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」では、人権方針の策定や人権DDに初めて取り組む企業にもイメージしやすいよう、具体的なポイントや手順を解説しています。



SDGsと「ビジネスと人権」

SDGsは、2015（平成27年）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念に掲げており、SDGsの達成と人権の保護・促進は表裏一体の関係にあるとされています。

